

## 令和6年度Uターン情報発信事業委託業務

### 公募型プロポーザル審査要領

令和6年度Uターン情報発信事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

#### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度Uターン情報発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

#### 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点

(1) ノベルティの提案	(10点)
(2) キャンペーン・その他Uターン促進の機運醸成につながる事業の提案	(60点)
(3) 実施体制	(10点)
(4) 経費見積	(20点)

#### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、書面審査での審査委員会を開催します。

<日時、場所（予定）>

令和6年7月11日（木）（詳細な時間、場所は別途お知らせします。）

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会は書面による審査を行います。なお、審査会参加者が1者のみの場合で

も審査委員会を行います。

- (2) 各審査委員は、提出された企画提案書を、別紙の「審査基準」に基づいて審査を行い、審査会において採点します。
- (3) 審査会において各審査委員の審査結果を集計し、その評価合計点が最も高い者から順に候補者と次点者を選定します。なお、最低基準点を60点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業社は選定しないこととする（参加者が1事業者のみであっても、同様とする。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) ノベルティの提案	<p>○イベント配布で受け取りやすく、またターゲット（Uターン候補者（特に若者・女性）や県外に家族、友人等がいる県内在住者）に対して、魅力的なものとなっているか。</p> <p>○誘導先の窓口への誘導が図られているデザインとなっているか。</p>	10
(2) キャンペーン・その他Uターン促進の機運醸成につながる事業の提案	<p>○キャンペーンは県民運動につながる内容、県民が参加したくなる内容、ターゲットへ届く内容の提案となっているか。</p> <p>○キャンペーン開催の告知方法は十分か。</p> <p>○キャンペーンの実施によって、ターゲットに届く、訴求力のある素材の発掘による広がりが見込める提案となっているか。</p> <p>○その他Uターン促進の機運醸成につながる事業の提案内容は、ターゲットに届く、訴求する内容となっているか。</p> <p>○提案内容は、客観的な根拠があり、効果が見込まれる内容となっているか。</p>	60
(3) 実施体制	<p>○業務を実施する上での実施体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割について記載されているか。</p> <p>○再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由並びに役割分担、業務実績が明確に記載されているか。</p> <p>○事業全体を把握し、委託者とのやりとりが円滑にできるような実施体制になっているか。</p>	10
(4) 経費見積	<p>○見積額は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。</p> <p>○適正な見積価格となっているか。</p> <p>○コストパフォーマンスの良さ。</p>	20
合計点		100